

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決

特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

法改正の傷病手当金について

今年 2022 年 1 月 1 日付けで健康保険法の傷病手当金が法改正になりました。

どのようになったのかと言いますと、

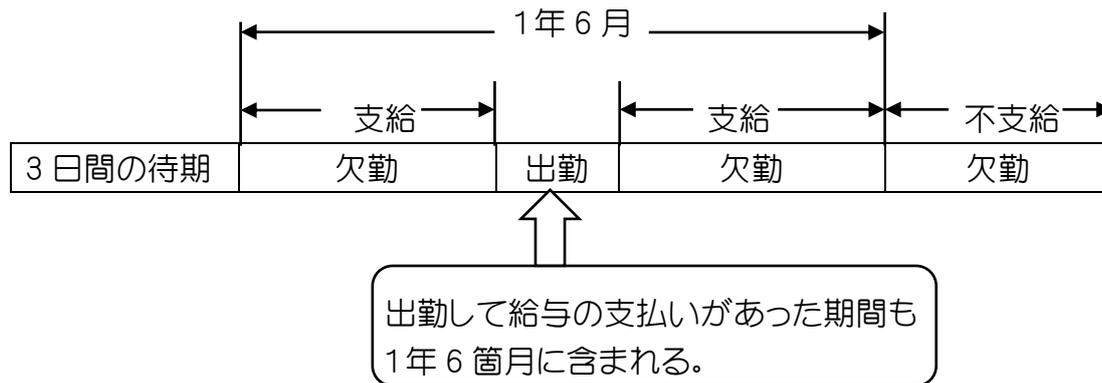
傷病手当金の支給期間は、同一疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関して、「その支給を始めた日から通算して 1 年 6 月間」となります。ということです。

3 日間の待機期間を経て、支給を始める 4 日目から、暦に従って 1 年 6 月間の計算を行い、傷病手当金の支給期間を確定するわけです。

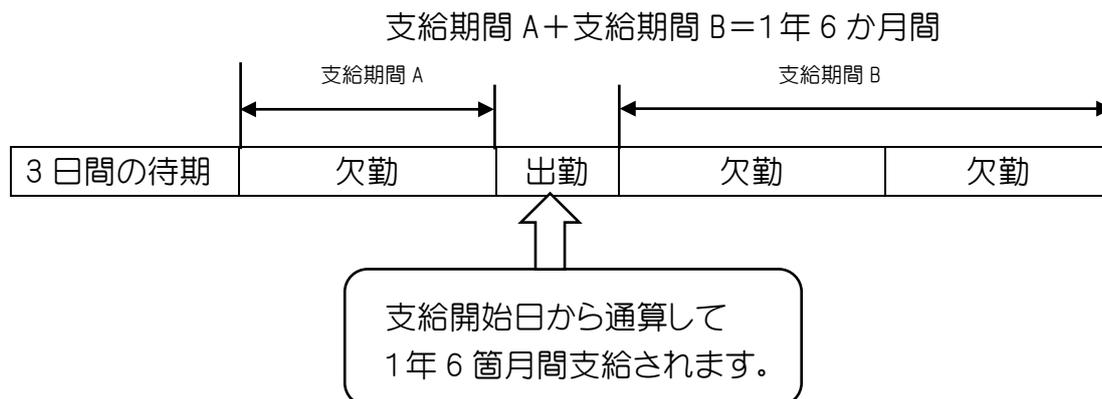
傷病手当金の支給要件、①業務外の疾病又は負傷により療養のため②労務不能の状態③療養期間が 3 日間継続し、④事業主から報酬が支払われないときに、4 日目から支給されることは変わっていません。

事例 1

①支給開始日が、令和 2 年(2020 年)7 月 1 日以前の場合



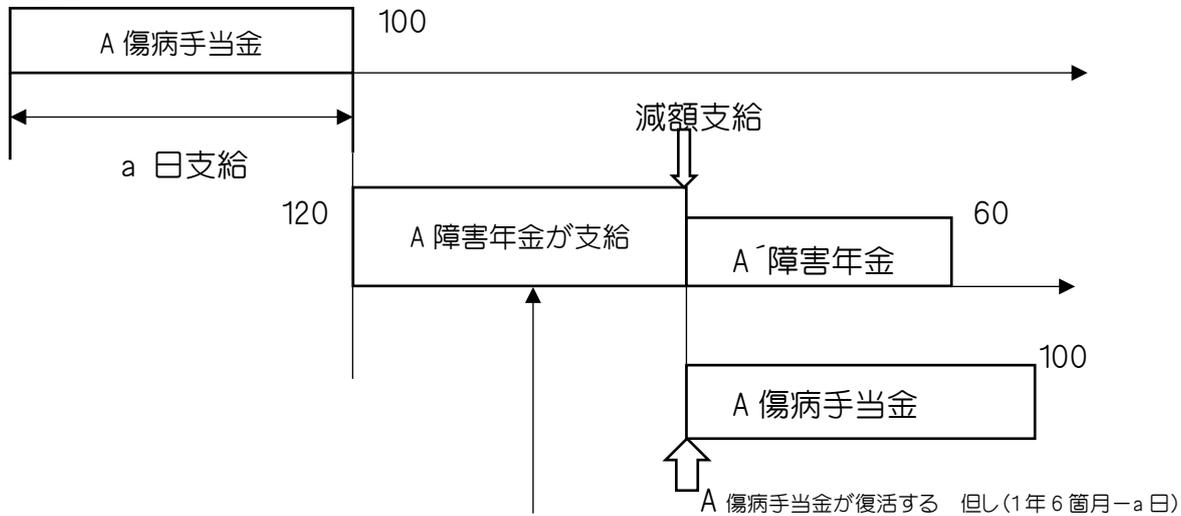
②支給開始日が、令和 2 年(2020 年)7 月 2 日以降の場合



事例 2

傷病手当金の支給開始日が2020年7月1日の場合は、1年6箇月後は2021年12月31日になりますので新法の適用はありません。その一方で、支給開始日が2020年7月2日の場合は、1年6箇月後は2022年1月1日(法改正の日)なので、もしも、1月1日出勤した場合は、通算して1年6箇月間の支給の対象になりますので、2022年1月2日まで延長されることになります。

事例 3 (新設 厚労省 P2 の事例)



協会けんぽで資格喪失
一年以上の被保険者であった。

解説文

傷病手当金について、障害厚生年金の支給を受けているため支給停止となっている者が資格喪失し、その後、被用者保険に加入することなく障害厚生年金が減額(停止)され、傷病手当金の額を下回った場合、資格喪失後の継続給付として傷病手当金は支給されます。また、その場合の支給期間については、減額されて A 障害年金の支給の代わりに傷病手当金の継続給付が(1年6箇月-a日)間支給されます。

事例 4 (事務連絡 P4 の問 2 の事例)

2022年(令和4年)

3.1	3.3/3.4	4.10/4.11	4.20/4.21	5.10/5.11	6.10
待期間 3日間	①38日の支給期間	②10日間の支給期間	20日間の無支給期間	③31日間の支給期間	

上記のケースにおいて傷病手当金の申請がなされた場合、傷病手当金の支給期間及び支給満了日は以下ようになる。

【例】①令和4年3月1日～4月10日 労務不能(支給期間:38日間)

②令和4年4月11日～4月20日 労務不能(支給期間:10日間)

③令和4年5月11日～6月10日 労務不能(支給期間:31日間)

上記のケースにおいては、2022年(令和4年)3月1日から3日までの3日間の待期間を経て、令和4年3月4日が傷病手当金の支給開始日となり、支給期間は1年6箇月後の2023年(令和5年)9月3日までの549日間となります。

つまり、通算1年6箇月間とは、支給日数が549日分あるということになります。

①の支給期間(38日間)後、残りの支給日数は511日、

②の支給期間(10日間)後、残りの支給日数は501日、

③の支給期間(31日間)後、残りの支給日数は470日、となります。

なお、今回の法改正により、残りの支給日数が0日となる日が支給満了日となります。

例えば③の期間が終了した日の翌日(令和4年6月11日)より、連続して470日間労務不能であった場合は令和5年9月23日が支給満了日になります。

ここで、仮に、支給期間の合間に合計して40日間就労した場合は令和5年11月2日が支給満了日となります。

事例 5 (事務連絡 P5 問3より)

傷病手当金の支給開始日(起算日)以降、

ある期間(期間A・B・C)において傷病手当金の支給を行った後、

支給開始日(起算点)より後の期間(期間D)について、事後的に遡って傷病手当金の支給申請があった場合、

ある期間(期間A・B・C)と過去の期間(期間D)を通算すると1年6か月を超える場合、期間Cに対する支給決定を取り消しはしません。そのうえで、1年6か月を超えない期間は支給をします。しかし、1年6か月を超えた期間に対しては不支給を決定することになります。図で書くと以下のようになります。

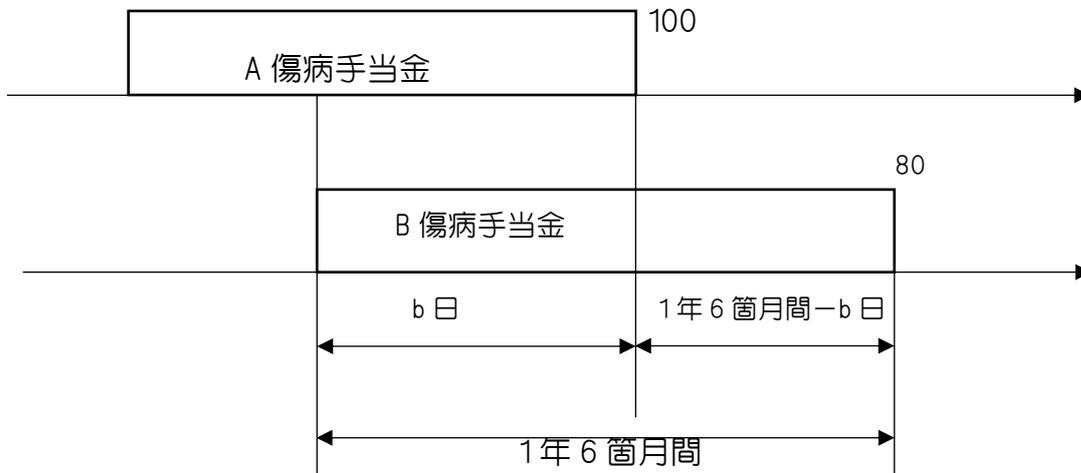


2 段目は、遡及申請後の支給・不支給決定の表示

期間 A(1年間) + 期間 B(5 箇月間) + 期間 C(15 日間) + 期間 D の前半期間(15 日間) = 1年と 6 箇月間となります。

事例 6 (事務連絡 P7 の問6)

複数の疾病等について、同じ期間に傷病手当金の支給が行われるときは支給期間の取り扱いについて。



傷病手当金については、疾病ごとに支給期間が決定し、複数の疾病については、同じ期間に傷病手当金の支給が行われる場合は、各々の疾病等について、それぞれ傷病手当金が支給されると解されます。そこで、傷病手当が支給された日数分だけ、各々の疾病等にかかる支給期間は減少します。今回の場合は、A 傷病手当金が支給されてから、B 傷病手当金が(1年6箇月間 - b 日)支給されることとなります。

事例 7 (請求権の消滅時効) 当該請求権の消滅時効については、労務不能であった日ごとにその翌日から起算して2年間となります。仮に待機期間完成後 2022.9.1 から 9.30 まで労務不能期間であって、2024.9.15 に傷病手当金を請求した場合、2022.9.14 の分は 9.15 から起算して2年間で 2024.9.14 です。つまり、2024.9.15 の請求では 9.14 以前はもらえません。